

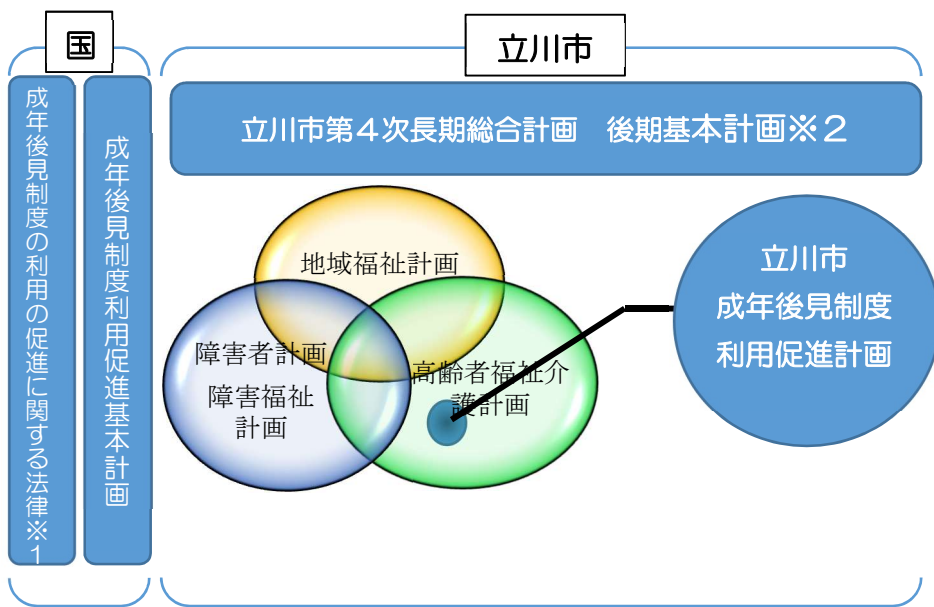
立川市成年後見制度利用促進計画の概要

第 1 章 計画策定の趣旨と位置づけ P 1 ～ 8

計画策定の背景、目的について記載しています。「立川市成年後見制度利用促進計画」では国の法律に基づく基本計画を勘案しながら、市の長期総合計画及び地域福祉計画等関連する計画と整合性を図って策定します。

【背景】権利擁護支援を必要としている人は増え続けているが、その手段として有効な成年後見制度の利用が進んでいない。市町村には地域共生社会の実現によりすべての人の権利がまもられるよう努めることが求められている。

【目的】すべての人が自分らしい生活を送る権利を保障する手段として、成年後見制度の利用促進をするための施策を体系的に整理し計画的に進めるために策定する。



※ 1 平成二十八年法律第二十九号

※ 2 「とともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち」  
施策 2 5 地域福祉の推進、施策 2 7 豊かな長寿社会の実現、  
施策 2 8 障害福祉の推進

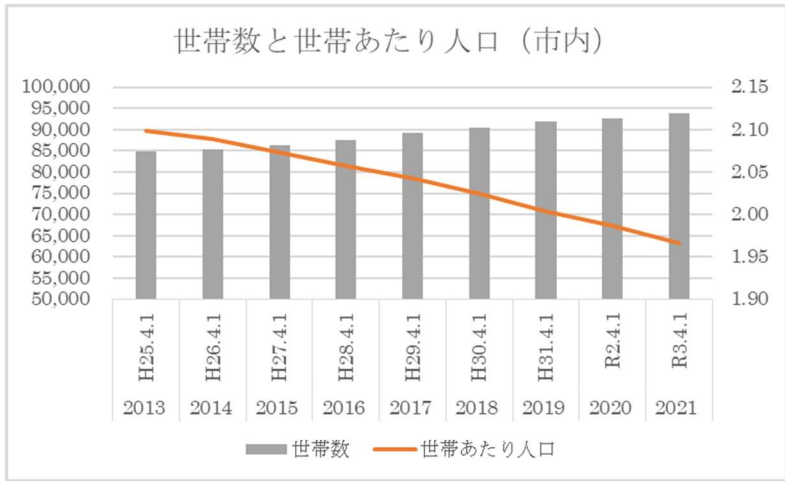
|        |            |            |            |            |            |            |            |             |             |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
|        | R3<br>2021 | R4<br>2022 | R5<br>2023 | R6<br>2024 | R7<br>2025 | R8<br>2026 | R9<br>2027 | R10<br>2028 | R11<br>2029 |
| 国計画    | 現行         | 第2次（未定）    |            |            |            |            | 第3次（未定）    |             |             |
| 長期総合計画 | 第4次(後期)    |            |            |            | 第5次(前期)    |            |            |             |             |
| 地域福祉計画 | 第4次        |            |            |            | 第5次        |            |            |             |             |
| 本計画    |            | 第1次        |            |            | 第2次(予定)    |            |            |             |             |

第 2 章 立川市の現状と課題 P 9 ～14

高齢者と障害者の状況、市の施策実施状況、市の課題について記載しています。

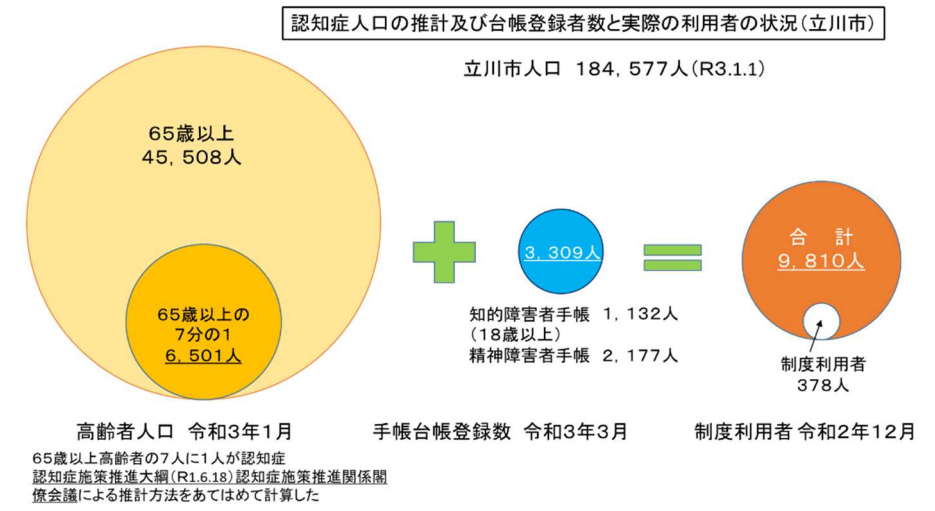
【高齢者の状況】高齢化と単身世帯の増加が同時に進行している。地域包括ケアシステムの構築を進める等、住み慣れた地域で最後まで自分らしく生活するための施策が必要。

【障害者の状況】障害者台帳の登録数が増えていることと合わせ、高齢化の影響も受けている。障害者の権利擁護への理解を進め、成年後見制度が的確に利用できる環境づくりが必要。



【施策の実施状況】社会福祉協議会の「地域あんしんセンターたちかわ」と協働して権利擁護事業を推進。広報、相談、申立支援、第三者後見人等の支援、市民後見人の養成支援、法人後見の実施、市長申立、費用助成、重層的ネットワークの構築等。

【課題】全国的な状況と同様、成年後見制度利用が想定される人口に対し利用率が低く権利擁護が必要な人に支援が行き届いていない可能性がある。制度の理解を地域で深め、連携を強化する必要がある。



第 3 章 計画の目標と基本的な考え方 P15～20

計画の理念、目標を記載説明しています。また目標到達のための基本施策について記載しています。

**理 念**  
すべての人が自分らしく暮らせるまちづくり  
～市民がつながる地域のネットワーク～

【理念】認知症や障害等により判断能力が不十分となった人も、そうでない人と同じように、本人の意思が尊重され「自分らしく暮らせるまちづくり」を、地域全体で支えあう「ネットワーク」をこれまで以上に強化することで進める。

- 目 標**
1. 権利擁護支援が、必要な人に行き届くようにすること  
～早い段階で適切な支援につながる地域の見守りと支援～
  2. 利用者が安心して制度を使えるようにすること  
～自己決定権を尊重する地域の見守りと支援～

【目標 1】潜在化していると推定される、権利擁護が必要な人が、広範な関係者・団体による、地域の見守りのネットワークの力で早い段階で適切な支援につながることのできる体制の強化。

【目標 2】権利擁護の支援を受ける人が安心して制度を利用することができるよう、制度利用開始後はもちろん、支援検討の段階から本人の自己決定権を尊重し、本人主体の制度運用とするための意思決定支援の体制をつくる。

単純に利用者数を増やすのではなく、すべての人が制度を理解した上で権利擁護のために最適な選択ができるための体制づくりをめざす。

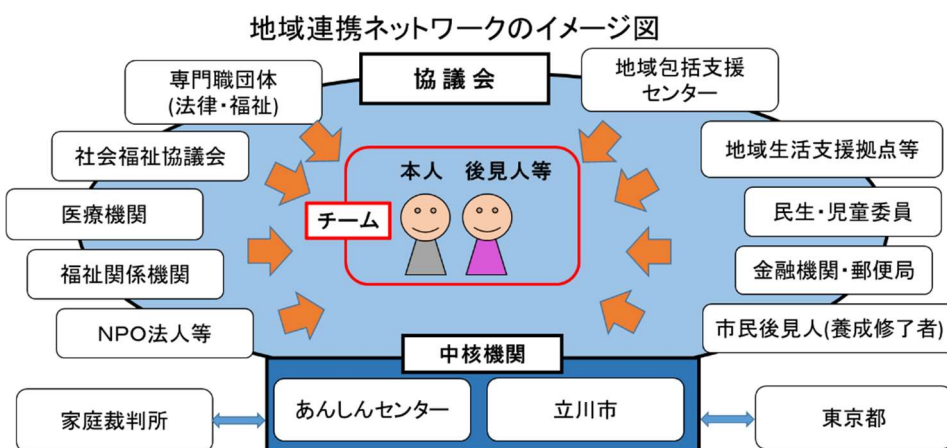
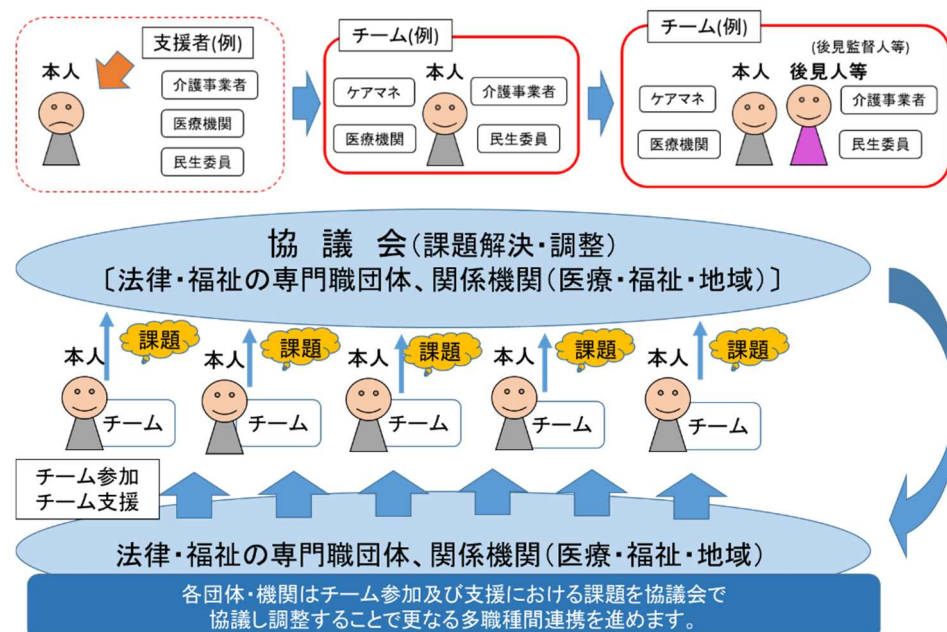
- 基本施策**
- 施策 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
  - 施策 2 地域連携ネットワークの中核機関の整備
  - 施策 3 地域連携ネットワークと中核機関による成年後見制度利用促進
  - 施策 4 必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保

第3章で示した4つの基本施策について具体的に記載しています。

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- ・既存のネットワークの活用と連携強化
- ・既存の会議体を活用した「協議会」づくり
- ・関係者、関係団体との連携強化
- ・重層的支援体制整備事業との連携

「チーム」「協議会」「中核機関」で構成される、地域連携ネットワークを既存の資源を活用して構築する。

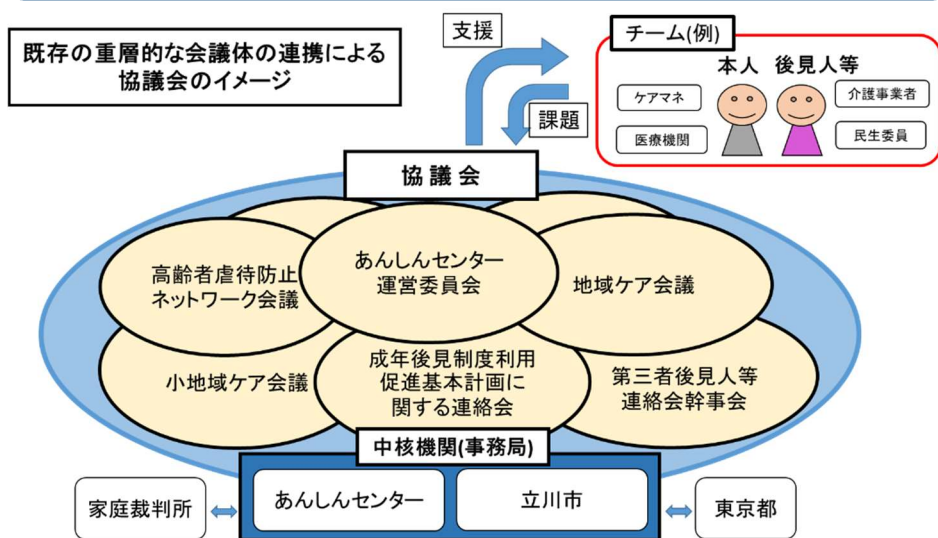


以下の体制整備を行う。日常的に本人の意思や状況を支援者(関係者・関係機関)が把握し、必要なときは本人を中心とした「チーム」で支援する。「チーム」等の支援課題は、関係者・関係機関が連携し「協議会」で解決、調整を図る。「協議会」は既存の会議体を活用する。「中核機関」は地域連携ネットワークのコーディネートを行う。

施策2 地域連携ネットワークの中核機関の整備

- ・中核機関の設置と運営(市の直営+社協への委託)
- ・中核機関の役割と整備
- ・市とあんしんセンターとの連携協力体制の推進

「中核機関」の設置運営は「直営+委託」とし、社協(あんしんセンター)へ委託するとともに、関係機関との調整等は市(福祉総務・高齢福祉・障害福祉)も中核機関として関与する。「中核機関」の役割は「協議会」事務局、制度利用の促進、関係機関との協働などがあり、市とあんしんセンターの連携協力体制を推進する。



施策3 地域連携ネットワークと中核機関による成年後見制度利用促進

- ・広報機能の充実
- ・相談機能の充実
- ・成年後見制度の利用促進機能の充実
- ・後見人等支援機能の充実
- ・不正防止効果

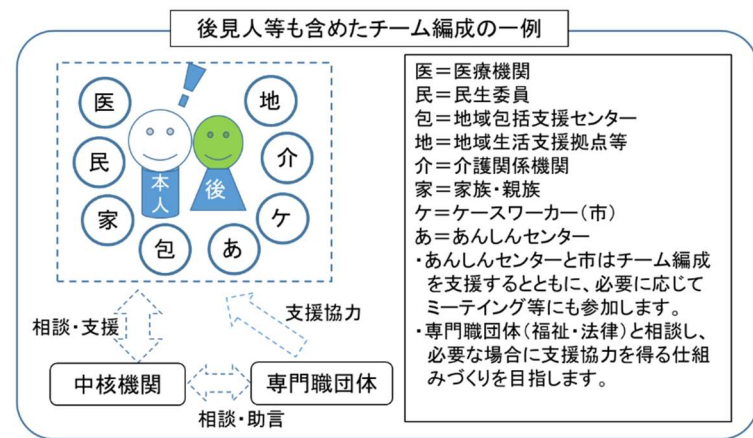
【広報機能の充実】市民向けの制度周知の充実。制度理解の促進のための工夫。関係機関への広報・啓発。関係機関との連携・協力

【相談機能の充実】相談体制の強化。地域連携ネットワークの活用(専門的助言の確保・チームで支援を検討する体制づくり)

【成年後見制度利用促進機能の整備】

受任者調整(マッチング)等の支援、市民後見人の育成、法人後見の担い手の育成検討、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行。

【後見人支援機能の充実】第三者後見人等の支援、市民後見人の支援、親族後見人の支援、後見人等の支援(チームで見守り、意思決定を支援する体制の強化)。



【不正防止効果】親族後見人等への支援や関係機関・金融機関と連携することにより、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。

施策4 必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保

- ・市長申立の実施
- ・助成制度(申立費用・後見人等報酬)

【市長申立】これまでも実施しているが、権利擁護支援において重要な施策と位置づけ、関係機関との連携を強化し、より早く制度が開始できるような体制を目指す。

【助成制度】成年後見制度が経済的な理由で利用できないということが無いよう、助成制度を継続しながら制度の周知も図る。

第5章 計画の進捗管理と評価 P47

計画推進のための進捗管理と評価について記載しています。

各関係機関と進捗管理について検証し、市で取りまとめを行い、関係機関と共有し、その後の計画推進に反映する。またその進捗が計画の理念や目標達成に向かっていくという視点で評価し、課題を明らかにしながら必要な改善を進める。